

海陽町観光施設のあり方検討委員会設置要綱

(趣旨及び目的)

第1条 本町の魅力ある観光振興に向けて観光施設の適正な規模や運営方法のあり方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、海陽町附属機関設置条例（平成25年海陽町条例第1号）第4条の規定に基づき、海陽町観光施設のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、海陽町の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、調査及び検討を行い、海陽町に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、町長からの諮問に係る答申があった日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号の委員が当該各号に掲げる職を失したときに委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は公開とする。ただし、民間事業者の名称やノウハウ等の知的財産の保護など、委員会に諮り公開しないことができる。

6 会議の会議録は、委員会の承認を得て公開するものとする。

(傍聴)

第7条 会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。ただし、第6条第5項により、秘密会としたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、海陽町観光交流課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

(会議の収集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる委員会は、町長が招集する。